

富士愛育園ふじの会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、「ふじの会」（以下、本会という。）と称し、所在を鎌倉市材木座 6 丁目 8 番 2 0 号「富士愛育園」（以下、本園という。）内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 園児の家庭と本園との関係を緊密にし、園児のより良い成長を願い、保護者と職員との協力を支援する。
- (2) 本園が企画する行事などを積極的に支援し、会員相互の親睦を図る。

第 3 章 会 員

第 3 条 本会の会員は、在籍する園児の保護者とし、入園と同時に本会に入会する。

第 4 条 会員は、園児一人につき一定額の会費を年一括で納入する。

第 4 章 機 構

第 5 条 本会の機構は、別紙のとおりとする。

第 5 章 役 員 およびその任 務

第 6 条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 委員長 1 名
- (4) 副委員長 2 名

第 7 条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
総会、臨時総会、役員会および委員選出会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長の任務を補佐する。
会長が不在の場合、その任務を代行する。
- (3) 委員長は、委員会およびプロジェクトチーム《編集班、ビデオ班、およびふれあい F u j i 準備班》を統括する。

委員会を招集し、その議長となる。

(4) 副委員長は、委員長の任務を補佐する。

委員長が不在の場合、その任務を代行する。

第 6 章 役員 の 選 出 お よ び そ の 任 期

第 8 条 会長、副会長、委員長および副委員長は、園長が選出し、総会における承認を経て、園長が委任する。

第 9 条 本会の役員任期は、3歳児クラスの4月1日から5歳児クラスの3月31日までの3年とする。

第 7 章 委 員 お よ び そ の 任 務

第 10 条 本会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 9名

第 11 条 本会の委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、本園の運営が円滑に行われるように協力体制を整え、会員と本園との調整に当たる。
- (2) 書記は、会議の議事を記録し、関連文書を保管する。
各種文書を作成し、会員に通知する。
- (3) 会計は、本会の金銭の収支を管理する。

第 8 章 委 員 の 選 出 お よ び そ の 任 期

第 12 条 本会の委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員は、原則として立候補者および推薦候補者から選出され、総会における承認を経て、園長が委任する。
- (2) 書記は、委員の互選によって選出される。
- (3) 会計は、本園の事務職員とする。

第 13 条 本会の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 章 会 議

第 14 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 臨時総会

- (3) 役員会
- (4) 委員会
- (5) 委員選出会

第15条 総会は、本会の最高決議機関とし、会員によって構成される。

第16条 総会は、毎年4月に開催し、会長が招集する。

第17条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

第18条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 今年度役員、委員および会計監査の承認
- (2) 前年度決算報告および会計監査報告の承認
- (3) 年度事業計画案および予算案の審議、ならびにその承認
- (4) その他の必要事項

第19条 総会は、出席者の2分の1以上（委任状を含む）の可否をもって議決し、可否同数の場合、議長が決定する。

第20条 臨時総会は、役員会が必要と認定した場合、もしくは会員の4分の1以上が開催を要請した場合、会長が招集する。

第21条 園長は、いずれの会議にも出席し、意見を述べることができる。

第10章 役員会

第22条 役員会は、会長、副会長、委員長、副委員長および園長によって構成される。

第23条 役員会は、原則として年2回開催し、会長が招集する。

第24条 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。

第25条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会および臨時総会の招集、ならびに議決事項の決定
- (2) 総会の承認を経た議決事項の処理
- (3) やむを得ない事情により臨時総会を開催できない場合、臨時総会の議決権の代理行使
(ただし、第18条第1項、第2項および第3項の議決事項を除く)
- (4) その他の必要事項

第26条 役員会は、出席者の2分の1以上の可否をもって議決し、可否同数の場合、議長が決定する。

第11章 委員会

第27条 委員会は、委員長、副委員長および委員によって構成される。

第28条 委員会は、原則として毎月開催し、委員長が招集する。

第29条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本園が企画する行事などの準備および実行
- (2) プロジェクトチーム《編集班、ビデオ班、およびふれあいf u j i準備班》の統括
ただし、年度事業計画によっては活動しないプロジェクトチームもある。

第 12 章 委員選出会

第 30 条 委員選出会は、会長、副会長、委員長、副委員長および園長によって構成される。

第 31 条 委員選出会は、役員会が必要と認定した場合、会長が招集する。

第 32 条 委員の選出の手順は、次のとおりとする。

- (1) 一定の募集期間を設定し、委員の立候補者および推薦候補者を会員から公募する。
- (2) 委員の立候補者および推薦候補者が定数以上の場合、園長が全候補者から選出する。
- (3) 委員の立候補者および推薦候補者が定数以下の場合、園長が選出する。

第 13 章 会計

第 33 条 本会の経費は、会費および行事の収益などによって支弁する。

第 34 条 本会の会費を変更する場合、総会において承認を得なければならない。

第 35 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 36 条 本会の予算は、役員会が年度事業計画に基づいて立案し、総会において承認を得なければならない。

第 37 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 14 章 会計監査

第 38 条 本会の会計監査は、2 名とする。

第 39 条 会計監査は、会計年度終了後に本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 40 条 会計監査 1 名は、本園の顧問税理士とする。

会計監査 1 名は、会長が過去の役員から選出し、総会における承認を経て、会長が委任する。第 4

1 条 本会の会計監査の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 15 章 細則

第 42 条 本会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて、役員会において出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって制定、もしくは改廃できる。

第 43 条 役員会は、細則を制定、もしくは改廃した場合、その結果を総会に報告しなければならない。

第 16 章 改正

第 44 条 本会則は、総会において出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって改正できる。

付 則

本会則は、平成 21 年 5 月 16 日より施行する。

平成 26 年 4 月 12 日、総会において変更承認（第 4 条・第 7 条・第 29 条）。

ふじの会組織図

